

目 次
第1号（7月31日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第67号議案	4
町長提出第68号議案	7
町長提出第69号議案	9
町長提出第70号議案	22
町長提出第71号議案	34
町長提出第72号議案	36
閉 会	37
署 名	38

津和野町告示第51号

平成25年第6回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年7月30日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成25年7月31日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君
板垣 敬司君
道信 俊昭君
三浦 英治君
斎藤 和巳君
川田 剛君

村上 英喜君
竹内志津子君
岡田 克也君
青木 克弥君
河田 隆資君
小松 洋司君

米澤 宏文君
沖田 守君

後山 幸次君
滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 25 年 第 6 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 25 年 7 月 31 日 (水曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 7 月 31 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 67 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
日程第 4 町長提出第 68 号議案 平成 24 年度青原小学校屋内運動場改築工事請負
変更契約の締結について
日程第 5 町長提出第 69 号議案 平成 25 年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請
負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 70 号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結に
ついて
日程第 7 町長提出第 71 号議案 職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 8 町長提出第 72 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 67 号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
日程第 4 町長提出第 68 号議案 平成 24 年度青原小学校屋内運動場改築工事請負
変更契約の締結について
日程第 5 町長提出第 69 号議案 平成 25 年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請
負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 70 号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結に
ついて

- 日程第7 町長提出第71号議案 職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第8 町長提出第72号議案 平成25年度津和野町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(16名)

1番	京村まゆみ君	2番	村上英喜君
3番	板垣敬司君	4番	竹内志津子君
5番	道信俊昭君	6番	岡田克也君
7番	三浦英治君	8番	青木克弥君
9番	斎藤和巳君	10番	河田隆資君
11番	川田剛君	12番	小松洋司君
13番	米澤宕文君	14番	後山幸次君
15番	沖田守君	16番	滝元三郎君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森博之君	副町長	長嶺常盤君
教育長	本田史子君	総務財政課長	島田賢司君
教育次長	世良清美君			

午前9時00分開会

○議長(滝元三郎君) 改めまして、おはようございます。

このたびのいわゆるゲリラ豪雨、今朝ほどの新聞によりますとですね、気象庁がかねてから用意をしておりました特別警報、50年に1度くらいの大雨が該当するんだそうでございますが、その特別警報に当たるというふうな記事が載っておりました。それほどの気象庁の表現によりますと、経験したことのないような豪雨でございました。したがって、被害のほうもですね、まさしく、その、想像を絶するような被害があちこちで出ておるようでございます。被災をされました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、行方不明者の1日も早い発見を願うところでございます。また、それと同時に、災害復旧のほう、迅速に進めていくことを願っておるところでございます。

本日は平成25年第6回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第6回臨時会を開会をし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第3. 議案第67号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第67号小型動力ポンプ積載車の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

先ほど、議長からもお話がございましたように、7月28日未明より、豪雨に見舞われたというところでもございまして、各地で大きな災害の被害が発生をしているという状況でございます。まだまだ災害対応の途中であると、そういう認識でありますけれども、こうした中で、今日は臨時議会の招集をお願いをするということでありまして、恐縮に思っているところでもございます。災害対応を優先にやっていると、その所存でございますけれども、一方で、後ほど議案で出てまいります青原小学校等の耐震等の契約案件、そうしたものもこの夏休み期間中に取り組んでいかなければならないと、そうしたタイムスケジュール上の事情もありまして、今日はこうしたことを勘案し、臨時議会の開催をお願いをしたという次第でもございますので、議員の皆様にも、その点の御事情につきまして御理解を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、今臨時議会に提案いたします案件は、契約案件4件、条例案件1件、補正予算案件1件の合計6案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第67号小型動力ポンプ積載車の取得について、でございます。

7月10日に入札をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） おはようございます。

それでは議案第67号を御説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車の取得について、でございます。契約の目的は小型動力ポンプ積載車売買契約でございます。現在、柳、溪村、商人地域の日原第6分団に配備しております積載車が、購入からおよそ23年経過しており、老朽化が進んでおりますので、消防団の整備計画に基づき更新するものでございます。

大まかな仕様につきましては、ディーゼルエンジンで4輪駆動、パワーステアリングの6人乗りでございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名は4社で行いましたが、1社辞退されましたので、3社で7月10日に入札を行ったものでございます。入札率は87.7%でございます。契約の金額でございますが、821万1,000円でございます。契約の相手方は、島根県松江市学園1丁目6番地14号、株式会社クマヒラセキュリティ松江営業所所長大西進でございます。

1枚めくっていただきまして、納入期限でございますが、来年2月3日を限度としております。納入場所でございますが、津和野町消防団日原第6分団の詰所になっております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第67号小型動力ポンプ積載車の取得については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第68号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第68号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第68号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結について、でございますが、体育器具工事、カーテン工事等の変更工事に伴い、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、議案第68号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結について、御説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、公立学校施設整備費国庫負担事業及び学校施設環境改善交付事業によります青原小学校の屋内運動場改築工事であります。契約の方法につきましては随意契約。契約の金額であります。変更前の金額が2億370万円、変更額が691万9,500円、合計をしまして、全体の契約額で2億1,061万9,500円となります。契約の相手方につきましては、津和野町日原262番地、堀建設株式会社代表取締役堀大地との契約になります。

1枚めくっていただきまして、資料2の図面のほうをごらんいただいたらと思います。

赤字で記入をしておる部分が主な変更の箇所になります。先ほどの説明の中にもありましたように、体育館の備えつけ備品の工事、それからカーテン等の工事、それから土工事で地盤不良、地盤の改良によります掘削部の土の入れかえが必要となりましたので、その部分が約166万円程度、そのところを行っております。体育器具工事の工事費としては173万7,000円、それからカーテン工事として115万6,000円、中幕等の追加として61万6,000円、それから当初は予定しておりませんでした、校舎の改築の工事が、およそめどがつきましたので、そのところで、校舎から体育館のほうへ渡る渡り廊下のつなぎの工事を、29万6,000円余り組み込んでおります。全体の直接工事費として665万3,682円という積算になっておりますが、あと、共通仮設費を組みまして670万円、合計額がそういう形になっております。それから請負額、請負率で0.98427を掛けまして最終的な工事額を算定、691万9,500円という形での変更契約となっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1、2点お伺いいたしますが、この工事は小学校の運動場の改築工事になつとるんですが、この中に、今、備品系のもんが含まれておるわけですね。これはどういうふうなお考えなんか、備品は備品で後からの何になるんじゃないか、この改築工事の中にこういったものも含めて契約をされるお考えか。そいで当初設計のときにですね、この追加がいろいろ先ほど説明がありましたが、そういうものは毎度お聞きしておりますが、なぜこういったことが変更で出てくるのか、当初設計はしっかり組んでおられると思うんですが、その点はどういう関係でこういう変更が出てくるのか、その御答弁をいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、備品の追加のほうでありますけれども、これも当初の設計で積算をした段階で、予定の工事の中には含んでおりました。ですが、最終的な積算を積み上げる段階におきまして、いわゆる予算額をオーバーするような形での設計となつてしまひまして、詳細設計で落とすところということで、備品のところを落とさせていただきます。備品について、この、ここで上げてます備品については、備えつけ備品というか、工事の躯体に附属するものでございますので、バレーボールの支柱であるとかですね、どんちようであるとか、暗幕であるとか、基本的に工事費に含まれてもいいという部分の備品として、整理をしております。いわゆる工事に含まれない一般備品につきましては、備品費のほうで購入をする予定にしております。

それから、毎度、申しわけなく指摘をいただいておりますけれども、当初の予定で、先ほど言いましたように、一応の、これだけの工事はやりたいという設計は組んでおるんですが、実際の詳細設計を組む段階で予算との整合性が、だんだんこう、予算が足りないという状況が生じます。毎度ではありますけれども、こういう形で、追加での変更契約という形をお願いをするようになってしまふというところで、大変申しわけなくは思っておりますけれども、御容赦お願いをしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございしますので、これで質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第68号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第68号平成24年度青原小学校屋内運動場改築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第69号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第69号平成25年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第69号平成25年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請負契約の締結について、でございますが、7月23日に入札をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、議案第69号平成25年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

契約の目的ですが、学校施設環境改善交付金事業青原小学校校舎耐震補強改修工事があります。契約の方法につきましては、一般競争入札、契約の金額につきましては、1億8,060万円、落札率につきましては、98.45%になります。契約の相手方につきましては、津和野町日原262番地、堀建設株式会社代表取締役堀大地であります。

1枚めくっていただきまして、資料のほうをごらんください。

資料2の図面のほうで、赤い線で囲んである部分が大きな耐震補強を行うものであります。点線で斜めの線を引いてあるもの、これがいわゆる補強のブレースをはめる工事になるものであります。

工事の内容といたしましては、耐震改修工事と一般改修工事に大きく分けまして、耐震改修工事、建設工事費のほうで8,758万4,265円、これで設計額のベースでありますが見込んでおります。電気設備のほうで60万円、約、見込んでおります。機械設備のほうで62万円を見込んでおります。ほいから、外構工事9万6,000円を見込んで、合計で、廃材処分費を除いたもので、直接工事費として8,833万1,841円、設計ベースとして見込んでおります。

一般改修部分につきましては、建築工事費として3,828万9,370円、それから電気設備工事費として601万4,000円、機械設備費として807万1,000円、外構工事として228万8,000円、給食棟の解体工事として103万2,000円、そ

れから物置の解体工事として2万7,000円、全体で、廃材処分費を除く工事全体として5,503万5,505円と、全体の工事費で1億4,400万円余りを設計額で見込んでおります。

中身は、大きなその工事の中身としましては、耐震の補強ブレースの工事、これが、従来、津和野町で工法でやっておりました。日原小学校、それから津和野中学校の工事とは若干異なりまして、枠づきの鉄骨ブレース工法という形になっております。若干、教室棟内にブレースが組み込まれるような形に設計がされております。南側で8カ所、北側で5カ所、ブレース工事を行う予定であります。

それから、内部の校長室と職員室との間の耐震の補強壁を設置をします。

それから、鉄の窓枠でございますので、これをアルミサッシへ変更する工事を行う予定にしております。

それから、改修工事として、電気設備のキューピクルの設置を行います。

それから、浄化槽を、もともとありました浄化槽が古くて、もうかなり古いものになっておりますので、これを撤去して、新しい浄化槽のほうへ体育館を含んだ形で設置がえを行います。

あと、給食棟については、解体をして、入口のスペースのところ改めてつくりかえるような形で行う予定にしております。

ちなみに、次の図面を開いていただいたところが資料3、これが鉄骨のブレースの工法になるものの見本でございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 他の、他社ですね、これを教えてもらいたい。どこの会社があと入札に参加したか。

落札率、これをちょっと教えてください。この件だけで、これだけで結構ですから、落札率。

○議長（滝元 三郎君） 落札率はさっき言ったよ。（「98」と呼ぶ者あり）98.くらい。

○議員（5番 道信 俊昭君） はい。

○議長（滝元 三郎君） 業者、業者名。担当者、教育次長。

○教育次長（世良 清美君） このほかに日成建設さんが参加をされております。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） ちょっと、日成の金額、いくらかちょっと教えてください。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 給食棟を、一旦解いて、別個に、ほかのところに建てるという説明だったんですけども、それは給食棟とちゅうの、もう古いから壊すのか、便利が悪いから壊すのか、そうした中で、今現在のところでは、とても機能しないからかえざるを得なくなったのかという点を、場所的に悪いとか、古いからとかちゅう、ちょっと給食棟を新たに解いて建てるというのを、どういうことで、そういうことしなくちゃならなくなったのかという点を、ちょっとお知らせ願いたいと。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 給食棟につきましては、以前から、建築基準法で適応しない建物だということを言われておりまして、今までの、いわゆる附属でつくっとる場合は、改良の義務まではないんですが、こういう工事をするに当たっては、のけなしいといけないということであります。給食棟をのけた場合、その給食の配膳施設がなくなりますので、それを玄関のところのスペースを半分ほど広げまして、そちらへ入れております。結局は、違反の建物になっておったということで、改修をする形になります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 違反の建物っちゃあ、どういうところが違反なんです。行政が建てるものに対して、何ぼ古くても、建築法に違反したような建物をつくるのは、想定、考えられないんですけども、建築法に違反しちよるといのは、どういうこと違反しちよるんか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） あの建物は、本体自体はRCの建物です。今の給食棟については、鉄骨づくりになっておりまして、今の、接続の部分が別の建物という形になっておるんですが、現実にはひつついた形につくっております。従来法律、建築をしたときの法律については、基準的に賄ったんだらうと思うんですけども、その後、いろいろ、こう、法律が変わってきておりますので、そここのところで違反ということが、改修しないといけないという指摘をいただいております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。（発言する者あり）ちょっと待って。いいですか。9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） ということは、築、大分これ年数がたつておると思うんですけども、そうすると、その当時の行政が建てた建物ちゅうたら、この青原の給食棟だけではなくて、ほかの施設も建築法に違反した建物が町内にはかなりあるということなんですかいね。その点をちょっと、そらそうしますと、それは逐次、仕様が違反しとるけえ使用しちやあいけんちゅうかどうかわからないんですけども、その点で、あと想定されるのは、あとどこが建築法に違反しとる建物があるかというのを、もし把握しとればお知らせ願いたいと。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 一応ですね、毎年、毎年じゃない、2年に1回か、ああいう特殊建物については調査をしないといけないという義務がございまして、その中で指摘をされたわけでございますけれども、ほかの建物については、現在のところ、そういう指摘をいただいておりますところはありません。青原小学校について、その給食棟については改善をなさという指摘をいただいております、かねてからの課題ではありましたが、指摘をいただいた後に、こうやって耐震工事に入るからということ計画に入っておりますので、その点、耐震工事にあわせて改修をするということで、現在まで認めていただいておりますという形になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 法律ですけどね、今の基準法のね、当時、法律に抵触しなかったということは、今もしてないという解釈になるんじゃないんです。当時してた、あの、法律ですよ、それを後から今の基準に照らし合わせたら違反だというのはね、法律的に、今ちょっと解釈おかしいなという感じが、聞いてって思ったんですけどね、そうせんと、また全部洗ってというパターンになるんですけど、そこはどうなんですかね。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） いわゆる耐震基準というのもそうなんですが、耐震基準についても、今、耐震改修をしたら工事ちゃうのは、法律のときには認められた工事なんです。ですが、昭和56年以降に基準が改正されて、新しい基準になって、それ以前の建物については、いわゆる耐震の強度があるかどうかわからないから、まず検査をなさという、調査をさせて、いわゆるコンマ7を下回る建物については改修をなさということに、今、なっております。随時、改修を続けてきておるわけですが、今の、建てたときの基準は、私もちょっと詳しいことはわかりませんが、現在は、その分で行くと、今の、いわゆる、何ちゅうかな、鉄骨づくりとRCとの一緒につながると分については、いけないということで、定期検査の中で指摘を受けております。改善をなさという、命令というよりは指導をいただいておりますので、今、この耐震にあわせて、違反建物はなくそうということで、今回、工事をあわせてやるという形になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 文科省から来て、2年に1度、そういう学校施設に対して、調査、指摘をするのか、先ほど、同僚議員さんも言ったのはですね、例えば、公、津和野町が持っている建物に対しての指摘があるのか、あるとすればもう日原の本庁舎なんかは、もう、とうに使用してはいけないぐらいの感覚でしょうけども、小学校とかいう教育施設に限ってとなれば、当然、文科省の調査ということだと思うんですが、文科省として理解していいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長(世良 清美君) これは文科省ということではなくて、特殊建築物という、何か、基準、該当がなる基準がありまして、ちょっと、大きさで、何平米以上という基準があるんですが、その分でも、公共用の学校であるとか、それから、公民館であるとか、町民センターであるとか、ああいう公共用の建物の中で、一定規模以上の建物については、定期的に、いわゆる建物の傷みぐあい等を調査をしないとイケないといふふうに決められておりまして、これ、文科省というよりは、建築のほうの法律になります。定期的に、ものによって2年の場合と3年の場合がありますけれども、2年か3年かのスパンの中で、定期的にそれぞれの建物を検査をして、点検をするということになります。その点検については、町が、いわゆる施設を持つとるものが、直接委託をして、県の建築業協会かな、のほうへお願いをして、そこからいわゆる調査員を派遣をしていただいて、それぞれの建物を点検をしていただくと、その結果を県のほうへ報告するというふうに定められております。それは文科省ではありません。

○議長(滝元 三郎君) ほかにございますか。12番、小松君。

○議員(12番 小松 洋司君) 1、2点お願いします。従来の工法を今回改めて、この鉄骨ブレース工法にしたという根拠、例えば工事費安く上がるとか、より耐震性が強化されるというようなことを教えてください。

それともう1点、浄化槽を、この度、改めてまた、やりかえるということですが、この浄化槽にはプール棟のほうからもひっばって、一緒に処理するののかどうかもお願いします。

○議長(滝元 三郎君) 教育次長。

○教育次長(世良 清美君) 工法の変更についてですが、これは変更というわけではなくって、従来、たまたまやっておった日原小学校と津和野中学校、この工法につきましては、外づけで、外枠を組んでですね、補強する形なんです。この工法が、今回やります青原小学校については、耐震の判定委員会が、従来、今までにやった工事については、広島のほうの耐震判定委員会にかけておりまして、今回の分は島根県の耐震判定委員会のほうにかけております。耐震判定委員会の委員さんの、いわゆる大学の先生とか、そういう有識者の方の委員の方のお考えで、認められる、認められないというのがありまして、島根県の委員会では、従来、今までやってきた工法というのは認めてもらえないと、この、昔からある工法でないといけないという、100%いけなしかどうかかわからないんですが、新しい工法でやると、かなり、その、認定に手間取ったり、難しい、認定自体も難しいというようなことを伺って、それで、従来の工法で申請をしたというような形で、工法が変わってきたということです。じゃ、こっちのほうは、昔型の工法なんです。今までやってきた日小と津中については新しい工法で、そちらのほうはたまたまうちの場合早めに取り組みしたので、耐震判定委員会の考えの違いでこういう形になってます。

それから、あれ、何じゃったんじゃっけ、(「浄化槽ちゅうた」と呼ぶ者あり) あっ、浄化槽、浄化槽についてはですね、既設の浄化槽は150人槽でして、今とても150人という浄化槽入れても大き過ぎるということと、14人槽の小型の槽にかえております。金額も、後、維持するのに安くなりますので、プールについては、その中には入れておりません。

○議長(滝元 三郎君) ほかにございますか。7番、三浦君。

○議員(7番 三浦 英治君) 給食、配食の設備をつくるという部分も、8月29日から学校が始まるので、1カ月しかないんで、多分、間に合うようにはするとは思いますが、その点は抜かりなくやってほしいなということと、あとですね、この南側立面図のX5とX6の間の1階部分の赤い点線がありますよね、だあっと、あれは何を表しているのかということと、あと1つ、今、使われてない焼却炉が、体育館と校舎の間にありますけども、あれはこの耐震工事にあわせて撤去するのかどうか、お聞かせください。

○議長(滝元 三郎君) 教育次長。

○教育次長(世良 清美君) BR4の間のということでもいいですか。(「X5の南側ですね」と呼ぶ者あり) あ、X5と、(「X6」と呼ぶ者あり) あ、これが給食室になります。(発言する者あり) これは給食室になります。そいから、焼却炉ですが、課題として抱えてはおったんですが、なかなか予算の枠が間に合わないということと、直接この耐震工事にかかわらない、例えば足場に当たるからとか、そういう形ならその耐震工事で引っ張られるんですけど、そこにはちょっと該当しないようなところだったので、直接耐震工事のものにならないということと、予算的に、枠がですね、なかなか厳しい枠でして、そこまでちょっと手が出せないというのが現実です。ですから、ちょっと撤去はできないと。

○議長(滝元 三郎君) ほかにございますか。ないようですので、(発言する者あり) 14番、後山君。

○議員(14番 後山 幸次君) 1、2点お聞かせいただきたいと思います。今回の入札は一般競争入札をされておりますが、参加業者が2社しかなかったということとありますが、あとの方は、今までに3社、4社おりましたね、それらは辞退されたということで理解していいんでしょうか。それと、今回は工法も違うわけですが、津和野の中学の耐震工事がありましたね、あのときも指摘をしておきましたが、あんどときにはクラックやら鉄筋露出部がわからなかったと、ちゅうんで、後、追加工事をされておりますが、こういった、あのときもですね、モルタル部分が露出したとか、クラックがあったとか、事前に調査できなかったということに変更になりましたが、今日、設計の段階でね、足場組まにゃあそげんことがわからなかった、ちゅうのは言いわけにすぎんと思うんですよ。そげんな馬鹿なことは絶対ありません、設計の段階でね。そういうことは、まあ、いいんですが、今度は、そのようなことは絶対ないと思

われますが、また先で、大きな変更があるおそれがあるのかなのか、それをしっかり御説明いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 入札の件でございますが、今回の入札は一般競争入札ですので、指名はしておりませんので、ほかの業者が申し込みがなかったということです。広告で、地域内を、町内優先として、広告しておりますので、その中で申し込みが2社しかなかったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 大変申し上げにくいんですが、工事、先ほども、7番議員さんのほうの御回答させていただいたときもありましたが、一応、予算の規模に対して工事をする規模が、もともとの設計でいきますと、3億円を超える金額が、もとの設計では出ております。そこから、最低限できる工事ということで落としていって、現在の金額に、設計額にしております。できればやりたい工事がたくさんあります。例えば、この耐震工事をやったところについては、当然、壁がきれいになります。だけど、やらないところについては壁が古いままの状況です。そういったものを、できれば、許されればですが、この残予算の中で追加工事として発注したいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。ないようですので、（発言する者あり）15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 何点か聞きたいと思いましたが、何点かは置いて、まずね、毎度、私が主張することですから、またかと思われるでしょうが、先ほどの議員の答弁にも、一般競争入札だから2社しか申し込みがなかったと、したがって2社で入札をやったと、こういうことなんですがね、毎度、そうなん……。少なくとも、一般競争入札と手振ってやるのならば、町内の雇用の場を確保するためにだとか、そういうその理屈づけをしておやりになるけども、町内業者だけが町内の雇用をしとるんじゃないということを、よくお考えいただかないと、もう少し門戸を開いて、一般競争入札にふさわしい入札になるということを、ぜひ、今後は庁舎内で、何人かの課長さん方がね、問題提起をせにゃ私はならんと思うんですが、毎度、毎度、同じ結果が出てまことに残念、とこう申し上げておきたいと思えます。これは町長が回答するようになると思えますが、お答えをいただきたい。

そうして、契約をする相手の会社のことや何かを申し上げてはどうかと思いますが、ここ数年来、社長が変わったり、またもとへ戻ったり、変わったりもとへ戻ったり、数回にわたって、こういう状況がこの会社の場合には起きておりますが、これは会社のことですから、行政が立ち入るべき筋合いではないとお答えになればそうかもわかりませんが、少なくとも、何かの大きな理由がないと、こういうような変な形態というのはあり得ない、間もなく、また、もとの社長にお変りになるんじゃないかというような風評

も流れておりますが、仮に、ここまで申し上げると、いささか言を失するかもわかりませんが、現在、ささやかな情報の中でありますと、いささか問題があって、捜査の一端に入られておると、果たして立件になるかどうか、これはわかりません、わかりませんが、そういう状況下にあると、こういうようなこと、ここでは、これは旧日原のときに私が取り上げた問題でありますから、談合の問題で取り上げて、これはうやむやになって立件の対象にもならなかったわけですから、議員の私の大失態でありましたが、そのような状況下にあるその会社に、2社でおやりになると、こういうようなことは厳に慎んでもらいたいということを申し上げて、御回答を頂戴したいと、こう思います。

それで最後に、1億8,000万円のこの契約の財源は、一体どういう財源なのかを、予算書で出てまいっておりますが、もう一度御確認のために、確認のために御答弁を頂戴したい。国庫補助あるいは交付金、県の補助、交付金、そして一般財源は、起債は何をどれだけ使って、一般財源はどうするのかと、こういうことも含めて、財源も説明をいただきたいと、こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、一般競争入札の方法について、私のほうから回答させていただきたいというふうに思っております。

一般競争入札につきましては、現在、町内限定というようなところを中心に入札をしてきているところでございます。最低2社の入札があったときにその契約は成立をするという条件で、本町の場合は入札を執行しているという状況でございます。そうした中で今回の入札につきましても、2社の入札があったということでもありますので、これは町のルールに基づいて公正に入札が行われたというふうに受けとめている次第でございます。

今後につきましてはでありますけれども、基本的にはこれまでも議員からも、この入札のあり方については御指摘をいただいておりますけれども、ただ我々としては、こうした入札のルールを一回決めております。そして、特にその不正があって公正な入札が行われなかったと、そういう事実もないわけでございます。そうした中で、余り入札方法を短期間で変えていくというのは、また一方でどうなのかという思いも持っている次第でございます。

現在、こうした入札っていうのは、町内のBクラス以上が対象になっておるわけがあります。これまでは、町内の業者さんでBクラス以上というのは、3社が対象でありました。その中で実際2社以上の入札があれば、その契約は成立するというような環境であったわけですが、この4月1日からは、町内業者さん1社がBクラスに上げられたということございまして、そういう意味では、これ4社になったということでもあります。そうした状況も踏まえながら、また今後の入札を執行する上で、いろんなことをまた考え合わせながら、検討もしていきたいというふうに考えているところであります。

基本的には、やはり雇用を支えていただくと、そして、これだけやはり人口が減る中で、雇用の確保の場としてまずはやはり町内業者のほうが、非常にそういう意味では私どもとしては環境として非常にいい、そういう思いも持っているわけでございまして、できるだけ、限られたお金というものは町内に回していくということも配慮をしていきたいというふうにも考えている次第でございます。

そしてまた、雇用の場ということもありますし、これは、少し、こういう話をすると少し問題からそれるかもしれませんが、今回のように災害が起きたときに、鹿足郡の建設業協会と災害協定を結んでおります。その中で津和野の業者さんがいち早く現場に駆けつけていただいて、災害対応に当たっていただいているということでありまして、我々にとっては、こういう面で町内の業者さんがおられるということは、非常に心強く受けとめているという次第でございます。そういう面で、町内業者さんをまず我々としては応援をしていく、ちょっと、応援をするという言葉は余りよくないかもしれませんが、そうしたところを考え合わせ合わせながら、これからも入札というものを考えていきたいと、そういう思いもございます。

ただ、これは私ひとりが決定できるものでもございませぬので、本町の、そうした入札に関する審査会、そうしたものございます。かかわる課長等が参加して構成されておるものでありますので、またそうしたところできょうの議会での議員の御指摘等も踏まえながら、また検討してまいりたいと思っております。

ただ、私の考えとしては、最低でも今年度いっぱいはこの入札のあり方というのを続けて、4社にもなられましたので、様子を見ていきたいと、そういう思いでもございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 完全なお答えにならないかと思いますが、今ちょっと手元に予算書を持ち合わせておりませぬので、予算書の金額としてのお答えができませんが、補助率としましては、耐震工事につきましてはこれはI s 値を0.3という基準がありまして、それを下回りますので、補助率の一番高い3分の2の国庫補助が該当になります。一般会所につきましては、3分の1の補助があります。残りにつきましては、減災・防災の起債を充てております。これは100%充当でございますので、残りの分については起債を充てまして、いわゆるバックの部分については7割が返ってくるというような形になります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか、ほかにございませぬか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） さっき、この工事で追加もあり得る、まあ、追加をするという感じのニュアンスで言われたんですが、追加となったら、これ、また一般競争入札として別個にされるのか、で、これ、変更になったら今度はまた同じように随契になるんですけども、いや、私は、最初は、変更なんかしてほしくないし、変更ないでしょ、これまた随契でというワンパターンの、今までのワンパターンの形は避け

てくれと言おうと思って言いよったら今、追加出そうだって言うんですけど、そのあたりはどうなんですかね。追加、変更等々、ちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 追加という表現が適切でなかったかもしれませんが、変更での追加する工事がありましたら、変更での契約でお願いをするような形になると思います。改めてその追加分だけ入札をしましても、業者がもしかわるということになると、足場から何から当然不備になりますので、工事の工程とか全く組めなくなってしまうので、追加工事はまず、随意契約という形にせざるを得ないというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 積極的に賛成ではないんですけども、反対を立証できませんのでね。だからそういう意味で賛成なんですけど、このパターンをできるだけなくして、できるだけじゃなくて今後なくしていくような形にしないと、やって変更で随契でというパターンをどうもこう目につくんで、ぜひ、そういうことのないような形に持って行っていただきたいということを思って賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。——次に本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成25年度青原小学校校舎耐震補強改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第70号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第70号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第70号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結についてでございますが、7月23日に入札をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、議案第70号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

契約の目的ですが、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事、契約の方法、一般競争入札、契約の金額、2億4,759万円、これは、落札率が95%になります。契約の相手方、山口県萩市大字椿2370、協和建設工業株式会社代表取締役社長田村伊正であります。

はぐっていただきまして資料の2のほうをごらんになりながらですが、現在、畑迫病院の跡につきましては、解体工事が終了したところであります。引き続いて、8月1日から平成27年の9月末を工期といたしまして、今度は組立工事のほうへ入っていきこうというふうに思っております。構造、規模でございますが、木造瓦棒の平屋建て562.73平米がこの建屋になります。修理方針として、外来機能をもともと持っておりました、昭和6年当時の建物に復元をするということでありまして、工事の概要としましては、木材の補強、調達、それから古い材についての繕い、それから新しく継ぎ足す分の加工工事、それから軸組み、小屋組みの建て方、及び構造の補強工事、それから不足いたします瓦等の調達と、屋根の屋根ぶきの工事、それから小舞壁の施工工事、外壁、天井材等の補足、建具の修理、取り付け工事、塗装工事、それから電気設備の工事、給排水衛生設備の工事、周辺の整備工事ということで予定をしております。

補助率としては、国2分の1、県が6分の1、町が3分の1の負担という形で、これについては過疎債で対応という形を考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 以前、この建物が建った後に、どのような使い方があったかという募集があったと思うんですけども、本来でしたら、何に使うかがあってからつくるもんだと僕は思ってるんです。これをつくって何に使うのか、あれば教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 復元の目的は、旧来の姿に戻すということが目的であります。これは、どちらかというと、外観的なとらえ方をさせていただきたいと思っております。もちろん、内装の中で古材をできるだけ使うという条件はございますけれども、そういった形での工事になります。

で、募集をした結果1件ほど応募がございました。中身は農家レストランとしてやりたいという提案でございました。この分については、今担当と御希望があった方との話を調整しながらやっておりますが、まだ具体的に深い計画自体はいただいておりません。

工事自体はことしについては、どちらかという材料を調達する工事ちゅうか、いわゆるこういった古い建物を直すためには、なかなか材料を早目に手を打たないと手に入らない部分がございます。切ったばかりの木を継ぎ足すというわけにはなかなかいきませんので、主な工事、今年度の事業としては、調達の事業、それから一部の加工ですね、いわゆる骨組みをつくる工事が主になってくるというふうに思っております。組み立てる段になりまして、ある程度の中身の造作については、文化庁も変更が可能だというふうに伺っておりますので、その辺は文化庁と、あるいは県と協議をしながら、可能な限り中での内容変更をしていこうというふうに思います。

重立った、外側については、もうほぼ原状を回復させるという形になりますので、内装との部分で、まあ、今後、余り遅くなると、もちろん、中を改装しても間に合いませんけれども、今年度中ぐらいにある程度方針が決まれば、中身については若干の変更は可能だろうというふうに思っております。

今の募集、応募があった内容につきましては、今から検討委員会にかけて協議をする俎上にも上ってくるわけですが、その前段として、もう少し詳しい内容の提案書を下さいということで、応募のいただいた方のほうには今返しておるという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） その中身については今後検討していくってことなんですけど、それは例えば農家レストランをやるに当たって、その排水だとか給水、ガスをつけるとか、そういったことでは中身が変わるってことなんです。あくまでこれは組み立てて、畑迫病院がもとに戻るというイメージだったんですが、つまりは、農家レストランが入ってくれば、診療しているところにそこに椅子、テーブルがついたりとか、そういったことになって、中はレストランとして使っていくという考え方なんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） あくまでも、御提案をいただいたのが、まあ、1件しかなかったもので、それが今表に出てますけれども、それにすると決めたわけでは当然ないわけですし、今からその御提案をもうちょっと細部にわたって詰めていって、これなら可能だろうということがあればそれになるかもしれませんが、これではできないだろうということであれば、違う形になる可能性はあります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） こうだったらいい、ああだったら悪いとかっていうのがわからなくて、ここ病院だったわけですよ、その病院の価値っていう部分で、

以前から説明があったと思うんですけども、農家レストランとなってくると、根本から僕は違うんじゃないかと思うんです。レストランとしてやっていく、何がよくて悪くてっていうのは、これはもう、食品衛生法の問題だとかいうのが大前提であって、食品衛生法をクリアすれば農家レストランとして使えるんですから、であればどういう形でもいいと思うんです。それで、結局、この畑迫病院としての雰囲気や壊すような内容だったらだめとか、そういうことでいい悪いなのか、町としてはこの建物をどうしたいのか。農家レストランにするつもりで、1件応募あったから、今農家レストランの話かもしれませんが、我々が聞いているのは、そういう使い方では、イメージではそういう使い方をするとは思ってませんでしたので、農家レストランじゃないにしても、町としてどういうふうに生かしていきたいのか、これは、貸し店舗としてつくるっていうことでよろしいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 先ほども申しましたとおり、まだ決まったことではありません。

募集した限りにおきましては、応募いただいた方に門前払いを食らわすということにはなかなかならないというふうに思います。一応、受けるにしても断るにしても、うちの正式な受け付けをしたわけでございますので、検討をさせていただくと。

結果的にそのイメージをどうこうという部分もあるかもしれませんが、そこを有効的に生かすという部分は、まあ、どういった形がいいかというのを、全体、今立ち上げた検討委員会の中で、皆さんの意見を聞きながら検討していきますので、今たまたま応募いただいた1件がレストランだったから、それじゃあ、これにもう決まったというわけでは当然ありませんので、その結果によって、また御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今ちょっと関連いたしますけども、全くその先が見えてないですよ。つまり、組み立て工事ですから、基本的に、どこまでができてどこまでができないというところがないと、応募しようが何しようが了承が全くできないわけでして、その辺のところは全く見えてないんで、基本的にはその外壁、外溝、基本材の構築材のところは多分動かせんと思いますが、内部がどこまでできるのかというのは、恐らく、詰めてないとこれからどういうぐあいになるかということもできませんし、今検討委員会で検討しとるというけども、その辺のことがきちんとなっていないと、何にもわからんと思いますが、その辺のところはどういうぐあいになっているのかお知らせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） おっしゃるとおりであります。今現在外枠については、ほぼ固定の形で基本の柱とか、そういったものについては、そのとおり復元をしてい

くわけでありますが、内装については、ある程度は改装可というふうに文化庁のほうからはいただいております。

そのある程度というのは、結局、ある程度、こちらも、こういう形でやりたいという絵を持って御相談をして、これならいい、これなら悪いという判断をしていただくしかないかなというふうに思ってます。

基本的には今の検討委員会の中で、こういった形にしたいというものを絵にさせていただく、設計士と文建協のほうにアドバイザーとしてついでいただいておりますので、その辺の意見を聞きながら、中、内装についても調整をしていきたいというふうに思っております。それを持ってさらに県、それから文化庁と協議をして、最終的な形に仕上げていくような形になると思いますので、今現在で、明確なこういう形の絵ということにはなかなかありません。今の現在としては、もとどおりに復元をするという形でこの設計については組んでおります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっとよくわかりませんので……そうしますと、最終的に何にもなかった場合には、町はどういうぐあいにしようと考えているのか、つまりその利用の方法も何にもない、検討委員会も何も意見が出てかないということになると、現行のあの建てた場合の状況の中で組み立てをしていくということになるということになれば、その施設はそのまま置いてくということになっていくわけですが、その後最終的には、どこが管理してどういうぐあいな方向で営業していくのか、その辺はどういうぐあいにお考えですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 現在のところは、万が一何にもできない状況になった場合につきましては、原状に復元をして町が管理していく形になると思います。それを何にもならないようにはならないように、一生懸命いろんな知恵を絞りながら努力をして、今、いるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの、同僚議員との同じような質問になるわけですが、要は、このものを直すこと自体というたら、がわほど昔の形が残ったらいからということで、この改修工事に基本的に入ったのか、後利用を考えながら、一石二鳥を考えてやっているのかという点から、どうも今から利用で中degわほど形つくって後から利用法を公募しても、またその分の業者の方がこれだけの負担をしなくてはできないとか、行政がやるんなら行政で金を出せば内装関係ができるわけですが、普通の方に、こういうような跡地利用をしてくださいというときには、工事の方がそれらの内装関係を全部やらなくちゃいけないだろうと、そのような形を想定されます。そういった中において、私どもといたしましてはやはり、これは、がわはもちろん重要な昔からのあれだからがわはそのまま残して、中身はこういうような形の

用途が想定されるというものをもって、初めてそこで工事に入るべきだろうと、そのように僕は感じております。

ましてや、町の、先ほどの中では、町が3分の1を負担ということになりますと、町もそんなに財政が今豊かではないのに、3分の1もの財政を立ててまで、後利用が定かでないものにこれだけの予算を持っていくのかというようなことを言わざるを得ない。何ぼ検討委員会でやったとして、結局誰もなかったと、福祉関係にしても医者とかいろんなスタッフとかが大変難しいわけでございますので、その点考えたら、あとは、建てるのは建ててがわだけという形のものなるんですけどもね、非常にもったいない。この工事、全体的な工事、文化財ですので、大事なことは重々わかるんですけども、町が一銭も要らんとゆうて、県と国が全部やってくれるっちゅうんなら私は言いませんけども、前々から言いましたように、あの高い土地をこうまでやる必要があった事業なのかと、後利用を考えたら、これだけの工事は必要なんですということになるのは重々わかるんですけども、その点に関しまして当初の計画の中から、後利用のことを考えての工事にかかったのかというのを、もう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） かかった当初という部分については、建物自体がかなり老朽化して、後ろのほうがもう限界に来ておったという部分があります。

国の名勝指定を受けた後、しばらくは草刈りのみでの管理をしておりましたが、後ろ側の屋根が崩落をして、かなりの部分が損傷をこうむったというような形になった時点で、早急に改修が必要になった。で、今回のような、ことしのように、昨年、ことしにつながったわけでございますが、そのときに、もともとの、そこをどういう形で利用するんだという具体的なスタート時には確かにございません。まずは守るところからスタートしております。

現実工事で昨年まで解体を行って、その間いろいろ検討をし、担当のほうも希望できるところがないかということで、個々にも、個人的にも当たったりもしておりましたけれども、結果的に、公募をしようという形で、この春、公募をしたわけでありまして。たまたま応募いただいた方が1名おられ、当初は、福祉関係のデイサービスとか、そういったものにでもなればいいなというふうには思っておったところではありますが、これ、町が事業主で、なかなか、やるということにもなりませんので、そういった、民間での募集に応じてくれる方を期待をして公募したところでございますけれども、そういった形での応募は残念ながらございませんでした。ですので、応募いただいたその農家レストランについて、今後可能か不可能か、その辺はまた、重ねてになりますけれども、今後検討をしていく予定ではありますけれども、今後、利用については、最大限検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 本日ここで可決した後に、再度使用について議会にかけられるのか、ここで議決したらもう検討委員会で決まったことで、農家レストランに例えばなったとすれば、看板も立てなければ、もちろん出すと思いますので、そうなった場合、文化財といいますか、この史跡といいますか、ちょっと台なしになるんじゃないかと思っております。この後、いま一度使用方法については議会に諮られるのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 使用方法についてですが、ある程度、これならできそうだというような案に、例えば今のレストランがなったときには、また全協等で御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） ちょっと的外れかもしれませんが、今この大きな災害が起きて、災害の復興ということが今から大きな財源も要するという中で、国とか県の補助を受けての事業ですので難しいかもしれませんが、激甚災害の指定もまだ受けてはなないですけど、もしかしてそういうふうな可能性もあるような災害だと思うんですけども、延期とか変更は無理であるのかということ、被災者の方々が工事現場の前を通られるようなちょうど地域でもあるので、感情的に、復興のほうがまず先だろうっていうふうなふうに思われるんじゃないかなと思うので、ちょっと延期や変更が無理なのかどうなのかっていうところをちょっと伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 補助事業の仕組みからして、これを、変更というのはどういう形かわかりませんが、延期を仮に申請をするというには、それなりの理由が必要になってくると思います。直接その工事現場が被災をしたとかですね、そういうことであれば、延期も可能かとは思いますが、そこは全く今回無傷の状態です。工事自体、これをもし中断すると、昨年までの工事費については返納しないといけなくなりますので、補助金を皆お返しをするそれだけではない、津和野町にとってはダメージが来るんじゃないかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 先ほど答弁で聞き漏もらしたかもしれませんが、入札参加業者何社であったか、もう一回お願いします。

それで、これから改築するのに、今解体して材料のほう置いてあるわけですね、まあ使用できるものとできんもんがあると思います。だが、そういうものはもう現時点では全部調査をされてやっておると思いますがね。設計士がおるんですから。管理監督は設計士がやるんですから。そうはいいまして、その上屋解いたもんですから、いざ修復するとき、これは使えん、これはまた、というふうな問題が出てくると思います。そういうのは、設計士を通して、まあ、当然次長さんなんかも現場に立ちおうて材料の

選定、そういうことはやられると思いますが、そうしたときの変更もまた起こってくるというふうに思っております。

それと、これがもとのとおりに復元したと、今言う検討委員会で農家レストランとかを計画しておられるようですが、現在、堀庭園の入館者数これを見ましても、どのぐらいの実態があるかわかりませんが、まあ1年通して観光客はおりません。そういったときに、果たしてこういうものがここで営業はできるのか、やった、半年ぐらいで、はあ、やめた、ちゅうようなことが起こりかねないと思います。

検討委員会にどの方がおられるのかわかりませんが、差し支えないのなら検討委員会のメンバー表をいただきたい、このように思っております。

それで、本当に、本来はそういうものを計画すれば、中の今度は整備が、仮に、そうしますと、炊事場も要いやあ、レストランにすれば、中の備品関係が相当出てくると思うんです。町のほうは、建てるだけの計画をされておると思うんです。中の備品までのことは考えちゃおられんと思います。そういったときにこういったその協議会で、検討されて、やれ、これは何のレストランをやるとかなんとかちゅうて言われるんなら、おう、備品が要るで、やれ、水道が要る、ガスが要る、というふうなことになってくると思うんです。そうしたときには町が全面的にその施設整備の責任を持つてはなえられるお気持ちがあるのかないのか。まだそこまでは、早いけえ言わりゃあせんと言われりゃあそれまででございますが。まあ、次長さんの、新聞にでも、「ほどいて堀庭園一体的な施設で有効な観光資源として、町民と一緒に保存活用していきたい」、このようなコメントをされて新聞に出ました。私は、教育長さんがこのぐらいのコメントを出していただきたいように思っておりました。また、この答弁でも、教育長さんにも、そろそろこういった大事なものは答弁をしていただきたい。次長さんばかりが何もかも引き受けて答弁されるのは、いささかいかがと思っておりますので、今後はこういった大事なことは、やはり教育長さんも答弁していただきたい、このように、いらんことを言うようではありますが、ひとつそのほうにお願いしておきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 参加業者については私のほうで回答させていただきます。

協和さんのほかに、大畑建設1社が入って2社でやっております。

○議員（14番 後山 幸次君） 設備がどうなのかとか。

○議長（滝元 三郎君） 検討委員の名簿。口頭でいい。（発言する者あり）

教育長。

○教育長（本田 史子君） 新聞等で、教育次長が町民の方と一緒に考えたいということにつきましては、当然私も同じでございます。病院の工事の関係は、着任したときからいろいろ議会等でも御質問受けておりますが、文化財、きちんと、あるものは残すということについては、私としてはきっちり進めてまいりたいと思いますし、活用できるものを活用して、文化財を残していくような仕組みになっておりますので、そ

ういうことは経費の面でも活用していきたいと思いますし、中身の面につきましては、行政側だけであれをやりたい、これをやりたいということを希望が、行政側でも町民ですので、町民の考えではありますが、ただそれだけではなく、地域におられる方の御意見も前々からお聞きして進めたいというようにお答えをした記憶はあるんですけども、そういった形で、いよいよ解体が終わり、一応組み立てていく時期になりまして外観はちゃんと復元しつつ、中身についてはより有効なことを型として持っていきたい、それは、たまたま公募した案件を、それも町民の方のお考えですので、それを一切、それをやるにしますといろいろかかる経費も出ましたり、先ほどの来場者の関連もございますので、実現の可能部分はより大きいその検討委員会の中でも、もちろん御意見をいただきまして案を固めたいと思いますし、その上で、全員協議会でお諮りをしてさらに御意見をいただいて固めていきたいと思っておりますし、そのときに町の案として固まったとしても、それから先、経費を出してくださっているところに相談をしながら実現していくプロセスがございますので、その辺で丁寧に進めていきたいと考えております。一方的な活用が、決して町、行政側だけの考えが町民にとって一番いい結果になるとも思いませんので、これだけ大きな建物でございますので、より有効に使っていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 委員の名前。

○教育長（本田 史子君） 済みません。検討委員会のメンバーでございますが……

○議員（14番 後山 幸次君） ええええ、後、答弁もらやあええです。後で答弁してください。

○教育長（本田 史子君） はい。じゃあ、後ほど資料を出させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 中をどのように使用するかということが課題にはなっておりますが、この文化財として復元するという意味から考えると、これの歴史的な役割がこの病院にあったと思うんですが、そういう意味合いとか、今回、やっぱり、この病院がここにあった、そしてそれを今復元しようとするという、そこには大きな意味があると思うので、ただ建物があるというだけではなくて、この建物をこういうふうに使われていて、非常に重要な役割を持っていた建物だったので、このように復元したという、何か残さないといけないと思うんです。外観がただ病院の形してただけじゃあ、復元する意味がないような気がいたしますので、どうしてこれを復元したのか、その大きな意味というようなものをどこかに残す、そういうことが必要ではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 委員会の中でも、結局、地域の方からお伺いしたこともあります。結局、あの場で診療していただいた先生のお話なんかを聞くこともございますので、そういう実際あった事実としてこういうものであったというものは当然、

文化財ですので、まあ、紹介をするような形が望ましい、確実にこの建物を紹介というところで、御案内するのは必要なことであると考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） そうしたときに、レストランと、そういうその医療行為が行われたということが、こう、何かしっくりいくのかなという心配もあるんですけども、それはどういうふうを考えている、それは検討委員会の中で検討されるのかかもしれないんですけども、教育委員会としてはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 委員会のメンバーは、畑迫地域の方がかなり多く入っている構成でございますし、また観光面のメンバーも入っておりますので、その辺はいろいろな形で意見がうまく合わさって、こういう形なら外向けに発信が可能と近くの方も納得、協力いただけるようなところのために、その委員会を、意見を尊重していきたいなと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 解体工事もそうだったんですけども、この畑迫病院の歴史的価値は認めるものでありますが、復元してまで必要なものなのかというと、僕はそうも感じられませんし、また、きょうの答弁でも、まあ、いろいろな検討をされるとは思うんですが、町として教育委員会としてのビジョン、もしも応募者がいなかった場合、どのようにしていくのかっていうビジョンが、よりよい方向に努めていられるのは、それはもちろんだと思うんですけども、建物の維持管理だとか、運営していく上で、それがゼロでできるわけではありませんので、現時点で町がこうしたいんだというビジョンがはっきり見えない中で、建物をつくっていくと、組み立てていくというのは私は納得いきませんので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。——次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。——ないようです。討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第70号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第71号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第71号職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第71号職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、職員の給料月額を、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間に限り、給料月額に100分の3.5を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第71号を御説明いたします。

職員の給与の特例に関する条例でございますが、先ほど町長が申しましたように、給料月額をあす8月1日から来年3月末までの間に限りまして、3.5%を削減する措置といたします。

このたびの給与削減を実施するに当たりましては、今年度の地方交付税、これがもう既に減額措置をされてきております。当初予算においても、その財源不足を財政調整基金で賄っております。さらには、国保会計の基金の枯渇とか、病院の療養病床の休床とか、それぞれの影響を考えまして、6月にも町長が答弁いたしましたように、あくまでも国の要請による削減ではないという議会のもとで、このたびは行うものでございます。附則としましては、この条例は平成25年8月1日から施行するものでございます。

影響額といたしまして、1,440万円ばかりを算定しております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 国の要請に応じたものではないというふうに言いわれますが、それは、まあ、形の上じゃないかと思えます。もちろん、国からの交付税が減ってくるということが大きな影響になって、こうせざるを得ないのではないかなというふうに思いますが、国家公務員の給与減、それから地方公務員の減、これが国の景気低迷にさらに悪い影響を与えるということは、誰が考えても明らかなことではないかというふうに思えます。今やっぱり景気を浮揚させていかなければいけないときに、まあ、いえば、ある程度の収入があって、お金が使えるというのは、この公務員

ですし、そこまで今削っていったら、それは景気に影響を与えると同時に、その今度の次の民間の給与そのものにこの公務員の給与減額がまた影響してくるということで、民間の給与減、公務員の給与減、そういうものが全て今度景気に影響してくるという、そういうふうに必要な面での影響があるということで、私は、ほんとに財源、財政が苦しいときではあると思いますけども、今、この減額はしないほうが良いというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。——次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第71号職員の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第72号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第72号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第72号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負契約に伴い、債務負担行為が生じるものでございます。詳細については、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第72号を御説明申し上げます。

1枚めくっていただいて、裏面のほうを見ていただきましたんですが、第1表債務負担行為でございます。先ほどの旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事の契約に伴うもので、今年度含め3年間の契約となっております。期間を平成26年度から27年度の2カ年で、限度額を1億5,517万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第72号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第6回津和野町議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

